

## 【韓国】国会未来研究院の新設

海外立法情報課 藤原 夏人

\* 2017年11月24日、中長期的な国政課題に中立の立場から取り組む研究機関を国会に設立するための「国会未来研究院法案」が国会本会議で可決され、同年12月12日に公布された。

### 1 背景と経緯

第19代国会（2012年5月～2016年5月）期間中の2014年12月4日、当時の鄭義和（チョン・ウィファ）国会議長は、「国会未来研究院」の設立を国会運営委員会に提案した。これは、韓国の5年単任制の大統領制の下では、中長期的な国政課題（気候変動、少子高齢化、南北統一等）に中立的かつ継続的に取り組むことが難しいとの理由から、国の中長期的発展戦略の立案に資する新たな研究機関を国会に設立しようとするものであった。

国会議長による提案後、国会運営委員会では公聴会の開催を始め、立法化のための検討が行われた。次の第20代国会（2016年5月～2020年5月）においても検討が継続され、2017年11月23日、委員会案としてまとめられた「国会未来研究院法案」が国会に提出された。同法案は翌24日に本会議で可決され、同年12月12日に公布された<sup>1</sup>。附則の一部条項を除き2018年3月13日に施行される。

国会未来研究院については、設立構想の当初から、他の立法補佐機関（国会予算政策処（NABO）<sup>2</sup>及び国会立法調査処（NARS）<sup>3</sup>）や、政府系研究機関（韓国開発研究院（KDI）等）との重複問題が国会公聴会やマスメディアで提起されてきたが、国会は、それらの機関は国会議員の立法活動に係る質疑への回答や短期的な調査が主な業務である一方、国会未来研究院は中立的な立場から中長期的発展戦略を立案する機関であると反論している。

2018年1月12日、国会に国会未来研究院設立準備委員会が発足し、2018年上半期の設立を目標に活動を開始した。

### 2 制定法の主な内容

国会未来研究院法は、本則31か条及び附則から成る。同法の主な内容は次のとおりである。

#### (1) 目的及び組織形態（第1条～第2条）

この法律は、国会未来研究院を設立し、今後の国内外情勢の変化を予測・分析し、国の中長期的発展戦略を導き出すことにより、国会の政策立案能力の強化及び国の発展に資することを目的とする（第1条）。国会未来研究院は、法人とする（第2条）。

\* 本稿におけるインターネット情報は2018年1月12日現在である。

<sup>1</sup> 「[2010365] 국회미래연구원법안(국회운영위원장)」 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_C1F7W1F1Y1V7C0O9Q4Z5V3A9N8X7R9](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C1F7W1F1Y1V7C0O9Q4Z5V3A9N8X7R9)>

<sup>2</sup> アメリカ議会予算局（CBO）をモデルとして2004年3月に発足した立法補佐機関。①予算案、決算、基金運用計画案及び基金決算に対する研究及び分析、②予算又は基金上の措置を伴う法律案等、議案に対する所要費用の推計、③国家財政運用及びマクロ経済動向の分析及び展望、④国の主要事業に対する分析及び評価並びに中長期財政需要分析、⑤国会の委員会又は国会議員の要求する事項に対する調査及び分析を職務としている（国会予算政策処法第3条）。現在の定員は138人。

<sup>3</sup> アメリカ議会調査局（CRS）をモデルとして2007年11月に発足した立法補佐機関。①国会の委員会又は国会議員が要求する事項の調査分析及び回答、②立法及び政策に関連した調査研究及び情報の提供、③立法及び政策に関連した資料の収集、管理及び普及、④国会議員研究団体に対する情報の提供、⑤外国の立法動向の分析及び情報の提供を職務としている（国会立法調査処法第3条）。現在の定員は126人。

**(2) 運営の基本原則（第 5 条）**

国会未来研究院は、その運営において独立性及び自律性が保障され、事業遂行において専門性の確保及び政治的中立性の維持が義務付けられる。

**(3) 役員及び職員（第 6 条～第 10 条及び第 22 条）**

役員として、院長 1 人、理事長を含む 10 人以内の理事及び監事 1 人（理事及び監事は非常任）を置く（第 6 条）。役員の任期は 4 年（再任可）である（第 8 条）。

院長は、国会議長が理事会の推薦を受けた後、国会運営委員会の同意を得て任命する（第 7 条第 1 項及び第 2 項）。院長は国会未来研究院を代表し、業務を総括するとともに職員を指揮・監督する（第 10 条）。職員は、定款で定めるところにより院長が任免する（第 22 条）。

理事は、①各交渉団体（会派に相当し 20 人以上で結成）が議席数に応じて推薦した者（8 人以内）、②国会議長が指名した者 1 人、③院内の非交渉団体が推薦した者 1 人を国会議長が委嘱する（第 7 条第 3 項）。監事は、理事会の推薦により議長が任命する（第 7 条第 4 項）。

院長及び理事は、関連研究分野において 10 年以上従事した者か、大学、研究機関において准教授（又は准教授相当）以上の職位に 10 年以上在籍した者でなければならない（第 9 条）。

**(4) 運営財源（第 12 条）**

国会未来研究院は、国会の出捐金（反対給付なしに拠出する資金）その他国会未来研究院による収益金を財源とする。

**(5) 事業及び事業計画書等の承認（第 13 条及び第 19 条）**

国会未来研究院は、①統一、外交、国防及び国際戦略、②国の今後の経済成長をリードする分野、③持続可能な発展、④国民の生活の質の向上、⑤その他国及び社会の発展のために研究が必要な分野に関する今後の国内外情勢の予測・分析及び中長期的発展戦略の立案等を事業として遂行する（第 13 条）。事業の遂行に当たっては、定款で定めるところにより、次の事業年度（1 月～12 月）の予算要求書及び事業計画書を作成後、理事会の審議を経て国会議長に提出し、その承認を得なければならない（第 19 条）。

**(6) 研究課題の選定から研究結果の報告まで（第 14 条～第 17 条）**

国会未来研究院は、理事会の議決を経て研究課題を選定し、選定結果及び当該課題に係る研究計画を、国会議長及び国会運営委員会に報告しなければならない。なお、国会議長、国会常任委員会及び国会特別委員会は、国会未来研究院に研究課題を推薦できる（第 14 条）。

研究課題の遂行に際しては、当該課題に専門性を有する国内外の個人、法人又は団体と共同で研究を進めることが想定されている（第 15 条）。なお、国会未来研究院は、国会議長の許可を得て、国の機関その他機関・団体に対し、研究課題の遂行に必要な資料の提供を要請することができる。要請を受けた者は、特別な事由がない限りそれに応じなければならない（第 16 条）。

研究課題の遂行が完了したときは、遅滞なくその結果を国会常任委員会及び国会特別委員会に報告しなければならない。また、国会未来研究院は、毎年、研究課題の進捗状況及び研究結果を国会議長及び国会運営委員会に報告しなければならない（第 17 条）。

**(7) 決算書の承認（第 20 条）**

国会未来研究院は、毎事業年度終了後、定款で定めるところにより、理事会の審議を経て決算書を国会議長に提出し、その承認を得なければならない。

**(8) 管理・監督（第 25 条）**

国会事務総長は、議長の命を受け、国会未来研究院の事務を管理・監督する。